

東京都商品等安全対策協議会設置要領

平成10年3月2日 9生消生第419号
最終改正 令和7年5月16日 7生消生第143号

(設 置)

第1 商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活を確保するため、消費者及び事業者等が商品やサービスの安全について検討を行う東京都商品等安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、商品等の安全に係る都の施策の効率的な推進を図る。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 商品の使用又はサービスの利用に伴う危害の原因、危険の程度の評価に関すること。
- (2) 商品の使用又はサービスの利用に伴う危害の発生を防止するための表示に関すること。
- (3) その他商品の使用又はサービスの利用に伴う危害の防止に関すること。

(協議会の検討事項)

第3 協議会が検討の対象とする商品又はサービスは、別に生活文化局消費生活部長（以下「部長」という。）が定める。

(構 成)

第4 協議会の委員及び特別委員は、次の15名以内の者により構成する。

- (1) 部長が委嘱する学識経験者、消費者代表、事業者代表、独立行政法人国民生活センター商品テスト部長、その他部長が必要と認める者
 - (2) 東京消防庁防災部副参事（地域防災担当）、その他部長が必要と認める東京都の職員
- 2 委員は常任で会議に参加する者とし、特別委員は協議会の検討対象の関係者とする。

(任 期)

第5 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員の任期は、第3により定める事項の検討に必要な期間とする。

(会長の職務等)

第6 会長は、部長の指名により選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する委員がその職務を代理する。

(招 集)

第7 協議会は、部長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第8 協議会は、検討に必要なときは、関係者に協議会への出席を求め意見を聴くことができる。

(公 開)

第 9 協議会は、原則として公開する。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

(庶 務)

第 10 協議会の庶務は、生活文化局消費生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第 11 この要領に定めのない事項について必要があるときは、部長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。